

島根県議会図書室条例及び島根県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

(島根県議会図書室条例の一部改正)

第1条 島根県議会図書室条例(昭和23年島根県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第100条第18項」を「第100条第19項」に改める。

(島根県政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第2条 島根県政務調査費の交付に関する条例(平成13年島根県条例第31号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県政務活動費の交付に関する条例

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を、「会派」の次に「(以下「会派」という。)」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費は、島根県議会の」を「政務活動費は、」に改める。

第3条の見出し並びに同条第1項及び第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第4条(見出しを含む。)中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第5条第1項中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改める。

第6条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第7条(見出しを含む。)中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第8条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第1項中「いう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、「その翌日」を「その日後において、その日に最も近い県の休日でない日」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第2項から第5項までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第9条を次のように改める。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第9条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握

し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費であって、会派にあつては別表第1に、議員にあつては別表第2に定めるものに充てることができるものとする。

第10条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第4項中「1件3万円以上のすべての支出について、」を「政務活動費の支出に係る」に改める。

第11条を削る。

第12条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第11条とする。

第13条第2項中「次に掲げるものは」を「何人も」に改め、同項各号を削り、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（透明性の確保）

第13条 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

第14条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第9条関係）

経 費	内 容
調査研究費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県の事務及び地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）並びに調査委託に要する経費
研修費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費

資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別表第2（第9条関係）

経費	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）並びに調査委託に要する経費
研修費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島根県政務活動費の交付に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の島根県政務調査費の交

付に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に提出されている改正前の条例第5条第1項の規定による会派の届出は、改正後の条例第5条第1項の規定により提出された会派の届出とみなす。